



再 弁 明 書 (副本)

平 30 抛 整 第 69 号

平 成 30 年 5 月 2 日

審 査 庁 (総 務 課 長) 様

岩 国 市 長 福 田 良 彦



審 査 請 求 人 が 平 成 30 年 4 月 10 日 付 け で 提 出 し た 審 請 情 第 49 号 (平 成 30 年 1 月 25 日 付 け 平 29 抛 整 第 423 号 公 文 書 非 開 示 決 定) に 係 る 反 論 書 に つ い て、次 の と お り 再 弁 明 し ま す。

1 反 論 に 対 す る 弁 明

(1) 協 定 等 の 締 結 は 議 会 の 承 認 が 必 要 で あり、行 政 の 権 限 濫 用 で あり と の 主 張 に つ い て

ア 審 査 請 求 人 は、反 論 書 第 1 (1) に お い て、協 定 や 契 約 な ど を 外 部 機 関 と 締 結 す る 行 為 は、行 政 が 単 独 で 出 来 る も の で は な く、議 会 の 承 認 が 必 要 で あり、行 政 の 権 限 濫 用 で あり と の 旨 を 主 張 す る。

イ 議 会 の 議 決 を 要 す る 契 約 の 締 結 に つ い て、地 方 自 治 法 第 96 条 第 5 項 は「そ の 種 類 及 び 金 額 に つ い て 政 令 で 定 め る 基 準 に 従 い 条 例 で 定 め る 契 約 を 締 結 す る こ と。」と 定 め、地 方 自 治 法 施 行 令 第 121 条 の 2 第 1 項 に お い て、そ の 種 類 は「工 事 又 は 製 造 の 請 負」に 限 定 さ れ て お り、現 地 実 施 協 定 の 締 結 に 議 会 の 議 決 を 必 要 と す る も の で は な い。(証 拠 書 類(1)、(2))

本 来、契 約 の 締 結 は、市 長 の 執 行 権 の 範 囲 に 属 す る も の で あ っ て、議 会 の 議 決 を 必 要 と す る の は、地 方 自 治 法 に 基 づ き 条 例 で 定 め ら れ た 場 合 に 該 当 す る も の の み で あり、審 査 請 求 人 が 主 張 す る「行 政 の 権 限 濫 用」に は 当 た ら な い。

ウ なお、現 地 実 施 協 定 の 締 結 に つ い て 議 会 の 議 決 は 必 要 と し な い も の の、本 市 で は 現 地 実 施 協 定 の 締 結 日 で あり 平 成 29 年 10 月 20 日 に 市 議 会 議 員 に 対 し 締 結 の 報 告 を 行 う と と も に、報 道 機 関 に 対 し て も 公 表 し て いる。

(2) 行 政 の 適 正 な 執 行 に 重 大 な 問 題 が あり と の 主 張 に つ い て

ア 審 査 請 求 人 は、反 論 書 第 1 (2) に お い て、「愛 宕 ス ポー ツ コ ン プ レ ッ ク ス 共 同 使 用 に 伴 う 現 地 実 施 協 定 の 概 要」(以 下「概 要 版」とい う。)を 用 い て、管 理 条 例 を 制 定 し 都 市 公 園 と し て 市 民 の 利 用 に 供 し て いる こ と は、行 政 の 適 正 な 執 行 の 観 点 か ら 重 大 な 問 題 が あり と の 旨 を 主 張 す る。

イ 概 要 版 に つ い て は、弁 明 書 4 (5)イ で 述 べ た と お り で あり、本 件 文 書 が 公 表 で き な い 状 況 の 中、議 会 に お い て 概 要 版 を 提 示 し、審 議、議 決 と い う 適 正 な 手 続 を 経 た 上 で、愛 宕 ス ポー ツ コ ン プ レ ッ ク ス 管 理 条 例 等 を 制 定 し、都 市 公 園 と し て 市 民 利 用 に 供 し て いる も の で あり ため、審 査 請 求 人 の「重 大 な 問 題 が あり」とい う 指 摘 は 当 て は ま ら な い。

(3) 条例第7条第6号の解釈の誤りであるとの主張について

ア 審査請求人は、反論書第2(3)において、本件のような都市公園の共同使用という一般事務にまで第7条第6号柱書きを適用することは、条例解釈の明らかな誤りである旨を主張する。

また、条例第7条第6号イは、契約や争訟などにおいて事前に関連情報を開示することにより、当事者を不利な状況に追い込む場合を想定したもので、本件文書のようにすでに確定した情報は該当しない旨を主張する。

イ 愛宕スポーツコンプレックスは、住民の福祉増進を目的とする公の施設（都市公園）であり、その設置及び管理に関する情報は、まさに条例第7条第6号柱書きに規定する、本市が行う事務又は事業に関する情報に該当する。（証拠書類(3)）

ウ その上で、本件文書を現地実施協定に反し、当事者の合意がないまま開示し、一時使用許可が取り消された場合、住民の福祉増進を目的とする公の施設の設置及び管理という、本市の事務及び事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすことは明らかであり、条例第7条第6号柱書きを非開示の理由とすることは適正である。

エ また、愛宕スポーツコンプレックスの共同使用にかかる現地実施協定の締結及び更新に当たっては、その利用条件や管理運営等の具体的な取扱いについて、米軍や国と協議及び交渉を重ね合意に至るものであり、本市と国及び米軍との契約及び交渉に係る事務は、まさに条例第7条第6号イに規定する、契約及び交渉に関する事務である。（証拠書類(3)）

オ その上で、本件文書を現地実施協定に反し、当事者の合意がないまま開示した場合、本市が今後予定する愛宕スポーツコンプレックスを構成する陸上競技場エリアの共同使用に伴う現地実施協定の締結及び現在締結している現地実施協定の更新又は改定に著しい支障を及ぼし、当該契約又は交渉に係る事務に関し、本市の当事者としての地位を不当に害することは明らかである。

さらに、国における在日米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障を来たすおそれがあり、条例第7条第6号イを非開示の理由とすることは適正である。

2 証拠書類等の表示

- (1) 地方自治法第96条抜粋（別紙1）
- (2) 地方自治法施行令第121条の2及び別表第3抜粋（別紙2）
- (3) 情報公開の手引（平成25年1月岩国市）条例第7条第6号抜粋（別紙3）